

4. 安全で安心な学校生活のために

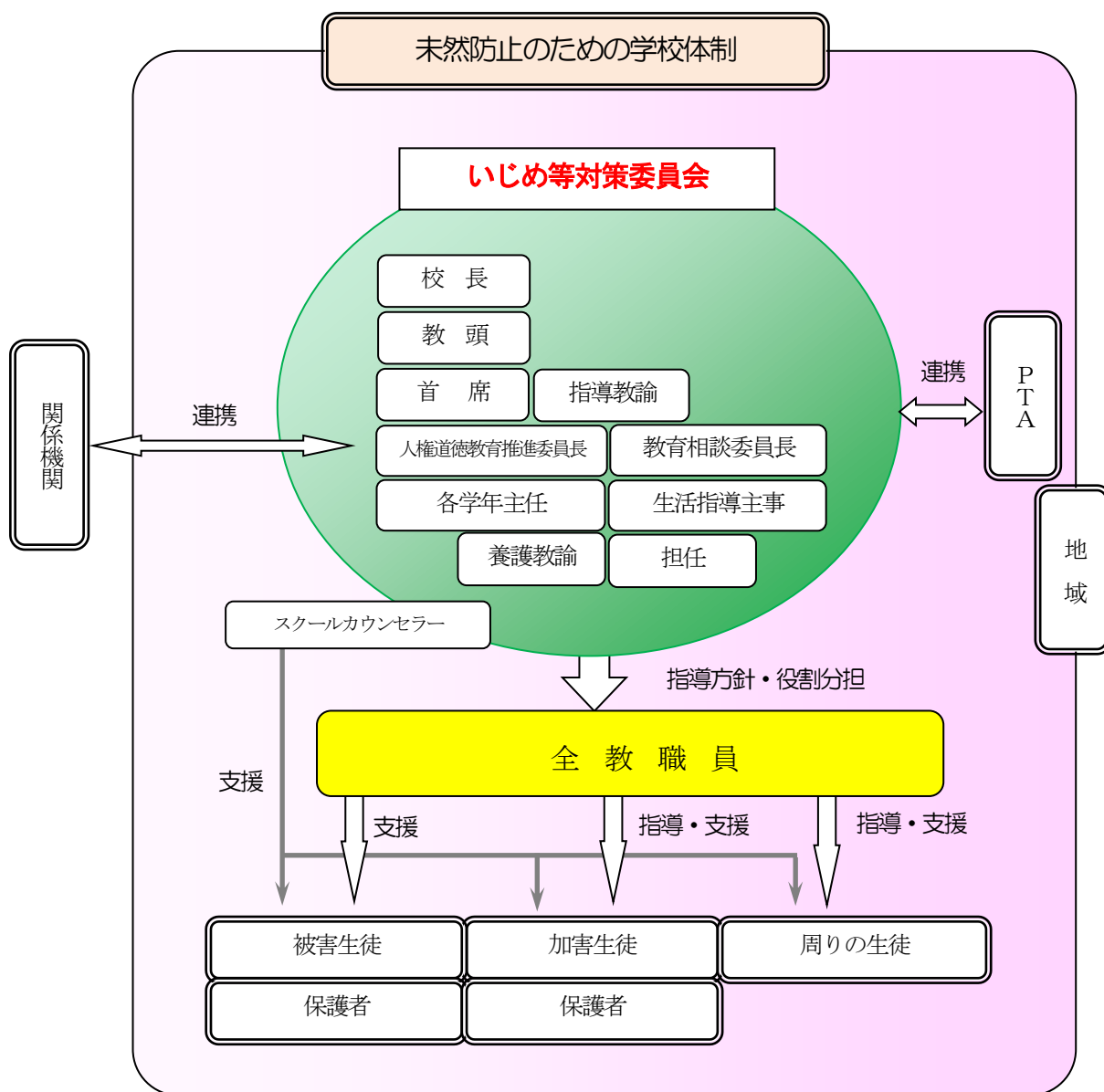
4-1 学校いじめ防止基本方針

●基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切です。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになります。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要です。

本校では、「互いに違いを認め合い、ともに学び、ともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定めています。



●安全で安心な学校生活を過ごすために

生徒が安全で安心な生活を送ることができる学校づくりを進めるため、体罰、いじめ、セクシュアル・ハラスメント等の状況について、直接生徒から聞き取ることを目的として、生徒アンケート「安全で安心な学校生活を過ごすために」を、年3回実施しています。学校は把握した状況について直ちに事実確認をするとともに、必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。

実施するアンケートの例

安全で安心な学校生活を過ごすために

大阪府立茨木西高等学校

4月から新学期が始まり、約3カ月が過ぎました。新しいクラス、新しい仲間、はじめて教わる先生等、新しい環境にも慣れたころだと思います。一方で、これまで仲の良かった友達や気軽に話すことができた先生と離れるなど人間関係が変化することで、不安を感じる時期でもあります。

困ったことや、悩み事にぶつかった時に、人に相談したり、共有することは、不安や辛さ、痛みを和らげることにつながります。一人で抱え込むことなく、信頼できる人に相談することが大切です。

教育相談の案内

- 校内の相談窓口 校長、教頭、生活指導部長、教育相談委員長、人権道德教育推進委員長

072-625-5711

- すこやか教育相談24

0120-0-78310

24時間対応 *IP 電話はつながりません。

- 大阪府教育センター

すこやかホットライン Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

06-6607-7361

午前9時30分~午後5時30分
月~金曜日(祝日・年末年始は除く)

- 子ども家庭相談室 0120-928-704 (子ども専用)
06-4394-8754 (おとな専用)

午前10時~午後8時 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)



切り取り線

〇いじめ、セクハラ、体罰等について、相談したいことがあれば書いてください。

*記入した内容について、学校は責任を持って対応し、あなたの不利にならないようにしますから、ありのままに記入してください。

年 組 なまえ

●教育相談

本校には、教室棟の1階に相談室があり、スクールカウンセラーが来校し、生徒や保護者を対象にした相談に対応しています。来校日は決まり次第、相談室だよりやホームページ等で保護者の方にもお知らせします。

なお、大阪府には下記のような相談機関があります。必要に応じてご利用ください。

「すこやか教育相談」のご案内

大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、Eメール、FAXによる相談に応じて、相談者自らが問題の解決に向かうことができるよう支援を行っています。

また、学校を通して依頼される面接相談によって、学校と連携しての支援も行っています。

相談の内容(電話、Eメール、FAX 相談)

- ・不登校など学校における不適応
- ・学校におけるセクシュアル・ハラスメント
- ・家庭における子育て、しつけ(小・中・高年齢)
- ・発達の遅れ、障がいのある子どもの生活や学習・指導
- ・進路や進路変更(中途退学等) など

相談の対象

(上記の内容に関して)子ども・保護者・教職員

相談時間

- ◇電話相談・・・月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
(祝日、年末年始は休みです)
- ◇Eメール相談・FAX 相談・・・24時間窓口設置(但し、回答は後日)
 - ◎子どもからの相談(すこやかホットライン)
電話 06-6607-7361 Eメール: sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp
 - ◎保護者からの相談(さわやかホットライン)
電話 06-6607-7362 Eメール: sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp
 - ◎教職員からの相談(しなやかホットライン)
電話 06-6607-7363 Eメール: sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp
- FAX 06-6607-9826

- ・高校中退に関する相談窓口 電話 06-6607-7353
- ・スクール・セクシュアル・ハラスメントに関する相談は、相談者と同性の相談員が対応します。
- ・平日の相談時間以外や土、日、祝日の電話相談については
24時間対応「すこやか教育相談24」(電話 0120-0-78310)をご利用ください。

- ◇面接相談・・・月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分(祝日、年末年始は休みです)
※ 学校を通して事前の電話予約が必要です。電話 06-6692-1882 (内線 250)

費用 無料

相談担当者 精神科医、公認心理師/臨床心理士、教員経験者、など

場所 大阪市住吉区苅田4丁目13番23号

大阪府教育センター 本館5階 教育相談室

- OsakaMetro御堂筋線「あびこ」駅下車、東北東へ約700m
- JR阪和線「我孫子町」駅下車、東へ約1,400m
- 近鉄南大阪線「矢田」駅下車、西南西へ約1,700m

4-2 保健室の役割

●保健室の役割

保健室は生徒の健康診断・健康相談・救急処置等を行い、皆さんが健康で安全な学校生活を送ることができるよう支援する場です。場所は普通棟1階にあります。

●健康診断

学校保健安全法に基づいて、健康診断を実施します。学校で実施する健康診断を受けなかった場合は、各自自費で健康診断を受け、結果を提出しなければなりません。健康診断の内容は以下の通りです。

＊定期健康診断…心臓検診・結核検診・内科検診・歯科検診・尿検査・聴力検査・視力検査・身体測定

・眼科検診(抽出者) 耳鼻科検診(抽出者) 色覚検査(希望者)

＊臨時健康診断…合宿前検診・修学旅行前検診・感染症や食中毒の発生時

健康診断の結果、何らかの所見がみられたり、疾病の疑いがあると判断された場合は、文書でお知らせをします。その場合は、速やかに医療機関を受診して、適切な検査・治療を受け、学校にその結果を報告してください。

また、運動制限等で学校生活上配慮を要することがある場合には、学校から所定の用紙を渡しますので、主治医に指示事項を記入してもらい、学校へ提出してください。

●健康相談

学校医による健康相談と、養護教諭による健康相談があります。体調不良、疾病の治療に関するもの、学校生活における身体的・精神的な悩み等、健康に関する相談があれば保健室に申し出てください。

●救急処置

学校管理下で突発的に起きた怪我や疾病に対して行います。

●保健室の利用について

- ① 授業の妨げにならないように、なるべく休憩時間に利用しましょう。授業中に発生した場合は、授業担当の先生に伝えてから、保健室へ来るようにしてください。(授業中の利用は欠課・遅刻などになります)
- ② 救急処置は学校管理下で発生したその日の傷病に対してのみ行うもので、怪我等の手当てはあくまでも救急処置の範囲ですから、必要に応じて帰宅後専門医の診察、治療を受けてください。
- ③ 保健室休養は原則として1時間までとします。長時間の休養が必要な場合には、早退を指示しますので、担任の先生の許可をもらってから帰宅してください。
- ④ 保健室では、アレルギーや副作用の事故を考えて、内服薬は投与していません。常備薬は各自で用意してください。また、マスクや生理用品は緊急用として保健室で準備しておりますが、若干数しかありません。マスク、生理用品についても、各自で用意してください。
- ⑤ 保健室を利用した場合は、利用状況を記入した用紙を渡しますので、担任または授業担当の先生に提出してください。

●学校において予防すべき感染症

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、出席停止となります。
 「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、速やかに学校（担任）に連絡し、医師が指示する期間は登校を控え、療養してください。この期間は「出席停止」となり「欠席」として取り扱いません。その場合は必ず、「学校感染症罹患に係る出席停止届」を学校へ提出してください。提出は登校後でかまいません。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準は以下の表のとおりです。（令和5年5月時点）

種別	疾患名	出席停止期間の基準
第 2 種	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで ※「軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
結核		
第 3 種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症（O157）・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ≪その他の感染症≫ 感染性・ウイルス性胃腸炎 流行性嘔吐下痢症 マイコプラズマ肺炎 溶連菌感染症 带状疱疹 など	病状により、学校医・その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで ※ただし、第3種の「その他の感染症」は、直ちに「出席停止」の対象にはなりません。

学校感染症について

学校保健安全法第19条に基づき、学校感染症に罹患した場合は出席停止となります。

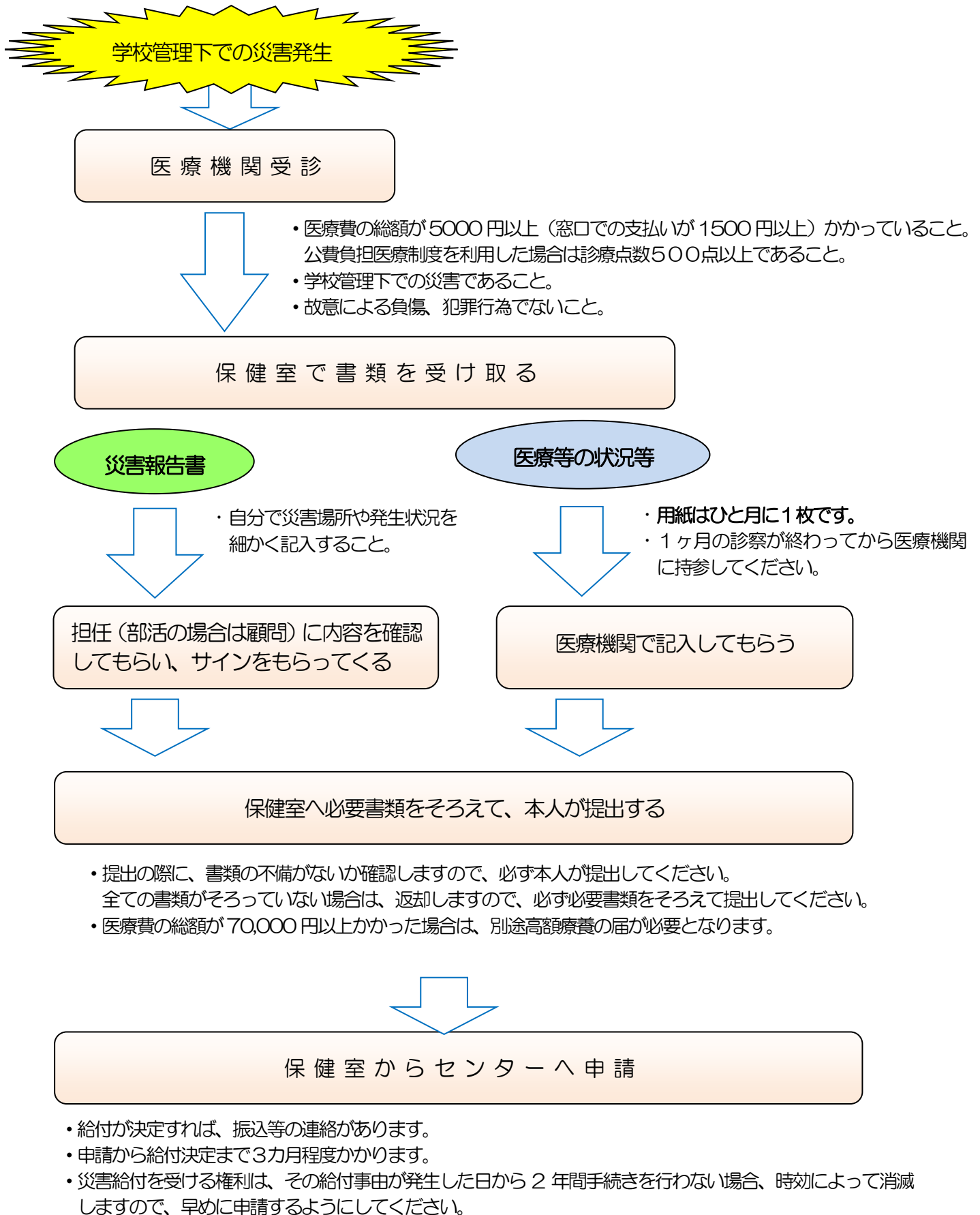
つきましては、「学校感染症罹患に係る出席停止届」に必要事項を記入していただき、担任までご提出くださいますよう、よろしくお願いいたします。用紙につきましては、後日お子様が登校した際、担任より配布いたします。

なお、インフルエンザの出席停止期間につきましては、下記の表をご参考の上、医師の指示に従って、療養してください。



●スポーツ振興センターの申請について

学校管理下において発生した災害で医療機関を受診し、医療費の総額（健康保険でいう10割分）が、5000円以上かかった場合に、スポーツ振興センターに災害給付の申請ができます。



4-3 災害時の対策

1. 火 災

- 生徒在校時
正確な状況判断に基づき、迅速に生徒を避難させるとともに初期消火に努める。
- 生徒登校前
状況により本校 Web ページおよび「ライデン・スクール」(→ P. 28)を活用し、登校の可否を連絡する。

2. 台 風

- 生徒在校時
状況により授業停止・下校措置等、速やかに生徒の安全確保に努める。
- 生徒登校前
前日に予想される場合は、下校までに状況に応じた適切な指示を与える。なお、非常災害時および公共交通機関の運行に支障がある場合については、以下のように時程を変更する。

▽ 大阪府全域または北大阪に**暴風警報が発令された場合**の時程の変更について

- 午前7時までに解除された場合・・・ 平常どおり8時40分より授業開始
- 午前9時までに解除された場合・・・ 3限目(10時40分)の授業より開始
- 午前11時までに解除された場合・・・ 5限目(13時20分)の授業より開始
- 午前11時現在、暴風警報が継続している場合・・・ 臨時休校

- 臨時休業を行った際の授業の補充は、追って連絡します。
- 「大雨警報」等の場合は、通常通り8時40分より授業があります。注意してください。
- 大阪府内において「**特別警報**」が発令された場合は、各自気象庁および自治体の指示に従ってください。

3. 地 震

- 生徒在校時
正確な状況判断に基づき、迅速に生徒を避難させるとともに点呼により安全確認を実施する。
大規模な地震が発生した場合は、安全な帰宅が可能な生徒については、「備蓄食料」等を配布し帰宅させる。公共交通機関の運行見合わせ等で帰宅困難な生徒については、「備蓄食料」等を活用し安全な帰宅が可能となるまで校内に留め置く。
- 生徒登校前
状況により本校 Web ページおよび「ライデン・スクール」(→ P. 28)を活用し、安否の確認を実施する。

- 地震や台風などによる「**緊急時の連絡**」および「**行事予定の変更**」については、本校 Web ページの「**重要なお知らせ**」および「**ライデン・スクール**」(→ P. 28)にてお知らせします。

